

# JIS

フォークリフトトラックー  
安定度及び安定度の検証ー

第4部：パレットスタッキングトラック，  
プラットフォームスタッキングトラック及び  
運転者の位置がリフト高さ 1 200 mm まで  
上昇するオーダピッキングトラック

JIS D 6011-4 : 2019

(JIVA/JSA)

平成 31 年 4 月 25 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇 治 公 隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長 田 三 紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	槇 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：厚生労働大臣， 経済産業大臣 制定：平成 25.3.21 改正：平成 31.4.25

官 報 公 示：平成 31.4.25

原 案 作 成 者：一般社団法人日本産業車両協会

(〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル TEL 03-3403-5556)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 試験条件	2
4.1 全般事項	2
4.2 傾斜床上のフォークリフトの位置	2
4.3 最大揚高時試験荷重の前方移動の補正	9
4.4 走行姿勢の安定度試験の揚高	9
5 安定度の検証	10
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	11
解 説	13

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本産業車両協会（JIVA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS D 6011-4:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS D 6011** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS D 6011-1** 第 1 部：一般

**JIS D 6011-2** 第 2 部：カウンタバランスフォークリフトトラック

**JIS D 6011-3** 第 3 部：リーチフォークリフトトラック及びストラドルフォークリフトトラック

**JIS D 6011-4** 第 4 部：パレットスタッキングトラック、プラットフォームスタッキングトラック及び  
運転者の位置がリフト高さ 1 200 mm まで上昇するオーダピッキングトラック

**JIS D 6011-5** 第 5 部：サイドフォークリフトトラック

**JIS D 6011-6** 第 6 部：運転者の位置が 1 200 mm を超えて上昇するオーダピッキングトラック

フォークリフトトラック—  
安定度及び安定度の検証—  
第4部：パレットスタッキングトラック、  
プラットフォームスタッキングトラック及び  
運転者の位置がリフト高さ 1 200 mm まで上昇する  
オーダピッキングトラック

Fork lift trucks—Stability and verification of stability—  
Part 4: Pallet-stacking trucks, platform-stacking trucks and  
order-picking trucks with operator position elevating up to and  
including 1 200 mm lift height

## 序文

この規格は、2009年に第1版として発行された **ISO 22915-4** 及び Amendment 1 (2013) を基とし、我が国の実情に合わせるために、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

## 1 適用範囲

この規格は、産業車両の安定度を検証するための基本的な試験方法及び要求事項を規定する **JIS D 6011-1** を基に、フォークを装着した定格荷重 5 000 kg 以下の、パレットスタッキングトラック、プラットフォームスタッキングトラック及び運転者の位置がリフト高さ 1 200 mm まで上昇するオーダピッキングトラック (以下、フォークリフトという。) の安定度の検証方法について規定する。

この規格はアタッチメントを装着した同じ条件で使用するパレットスタッキングトラック及びプラットフォームスタッキングトラック、並びに付加的な荷揚げ装置を装着した運転者の位置がリフト高さ 1 200 mm まで上昇するオーダピッキングトラックについても適用できる。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 22915-4:2009, Industrial trucks—Verification of stability—Part 4: Pallet stackers, double stackers and order-picking trucks with operator position elevating up to and including 1 200 mm lift height**  
及び Amendment 1:2013 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”